

自動ダイレクトの手引き

～所得税徴収高計算書作成から納税まで簡単完結～

【自動ダイレクトについて】

令和6年4月以降、あらかじめダイレクト納付の届出書を提出し、引落口座の登録が完了していれば、e-Taxによる所得税徴収高計算書の作成後、データ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行うことで、法定納期限に自動的に口座から引落としとなり、金融機関や税務署の窓口に出向く必要がなくなります。

また、徴収高計算書作成から納付までの手続が一元化されることで、納付忘れを防止する効果があります。

【事前準備】

- 納税者のダイレクト納付の届出書の提出、登録完了通知の確認（初回のみ）
（参考）登録完了通知までの日数・・・届出書提出から1か月程度

届出書提出	年	月	法人確認：	税理士確認：
登録完了通知	年	月	法人確認：	税理士確認：



ダイレクト
納付手続き

- e-Taxで委任関係の登録

委任関係の登録手続き



【納付税額の確認～納付完了確認までの流れ】

- 法人への納付税額、納付期限の説明・ダイレクト納付の同意確認
（参考）口座引落日
 - ・法定納期限前日までに徴収高計算書を送信・・・法定納期限
 - ・法定納期限当日に徴収高計算書を送信・・・法定納期限の翌日（※）
- ※ この場合、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用する特例が設けられていますが、この特例適用には納付税額の上限額がありますのでご注意ください。
（上限額：～R8.3.31 1,000万円、～R10.3.31 3,000万円、以降1億円）
- 引落とし口座の確認（複数登録の場合は、基本口座のほか、税目ごとに口座設定が可能）
- 引落とし当日の納付完了確認（メッセージボックス内通知）

【所得税徴収高計算書の送信時の留意点】

所得税徴収高計算書作成後「送信する」ボタン押下前に「私(当社は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落としにより納付します」を選択する。

～ご利用の流れ（チェックリスト）～
納期限・納付税額の確認から納付完了確認まで

①納期限・納付税額の確認

納期等の区分	納期限（原則翌月10日）	納付税額	納付確認
1月分	月 日（ ）	円	
2月分	月 日（ ）	円	
3月分	月 日（ ）	円	
4月分	月 日（ ）	円	
5月分	月 日（ ）	円	
6月分	月 日（ ）	円	
7月分	月 日（ ）	円	
8月分	月 日（ ）	円	
9月分	月 日（ ）	円	
10月分	月 日（ ）	円	
11月分	月 日（ ）	円	
12月分	月 日（ ）	円	

②引落し口座の確認

銀行・信用金庫

本店・支店

口座番号

③引落日にメッセージボックスにて納付完了を確認（確認者：□税理士・□法人）

※ 残高不足で口座引落しができなかった場合、「ダイレクト納付エラー通知」が税理士・納税者双方のメッセージボックスに格納され、「ダイレクト納付指定日」が自動で取り消されます。

また、この取消により、申告書等データの送信時に、メッセージボックスに格納された「納付区分番号通知」に、「今すぐに納付される方」ボタンが表示されますので、引落口座に入金後、「納付区分番号通知」の「今すぐに納付される方」ボタンをクリックし、再度、納付をお願いします。

なお、法定納期限の翌取引日が引落日の場合、再度納付しても、延滞税がかかる場合がありますので、ご注意願います。

【メモ欄】



説明日	年 月 日（ ）
法人担当者	
税理士（担当者）	